野焼きは犯罪です！

平成13年（2001年）4月以降、法の基準に従わないでごみを野外で焼却することは、法で禁止されている上に厳しい罰則（下記のとおり）が適用されます。

また、野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。

お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

「少しくらいのゴミなら燃やしていいや。」と思って、安易にゴミを燃やす方がいます。

野焼きは犯罪です。ゴミを燃やすのは絶対に止めましょう。

野焼きの罰則

5年以下の懲役もしくは1，000万円以下の罰金。
又は、その併科。（併科とは、両方併せた罰則）

不法投棄は犯罪です！

ゴミの不法投棄を発見した場合、警察と役場で現地を確認し、場合によっては事件として扱います。**ゴミを海岸、山林、道路沿いなどに捨てることは犯罪です。絶対に止めましょう。**

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1，000万円以下の罰金。
又は、その併科。（併科とは、両方併せた罰則）

犬の放し飼いは止めて！

犬の放し飼いは、他人の迷惑となるほか、子どもを追いかけたり、噛みついたりなどの事故の発生原因となりますので、きちんと鎖などでつないで飼いましょう。

なお、散歩をする時、**リード（綱・鎖等）の長さは2メートル以内**で散歩してください。

また、散歩する際は、**必ず袋を持参し、フンの後始末を忘れずに**行ってください。

みんなでマナーを守って、人と犬が暮らしやすい町にしましょう！

中標津警察署　羅臼駐在所　TEL　87-2151
羅臼町役場　　環境生活課　TEL　87-2115